

幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例				
○幕別町修学支援資金条例 (平成26年12月19日 条例第24号)					○幕別町修学支援資金条例 (平成26年12月19日 条例第24号)				
第1条及び第2条 略 (給付額)					第1条及び第2条 略 (給付額)				
第3条 修学支援資金の給付額は、別表のとおりとする。					第3条 修学支援資金の給付額は、別表のとおりとする。				
第4条～第10条 略					第4条～第10条 略				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
	世帯区分	在学する高等学校等の課程	給付額			世帯区分	在学する高等学校等の課程	給付額	
			公立高等学校	私立高等学校				公立高等学校	私立高等学校
1	第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯（次項に掲げるものを除く。）	通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 <u>110,100円</u>	年額 <u>129,600円</u>	1	第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯（次項に掲げるものを除く。）	通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 <u>114,100円</u>	年額 <u>134,600円</u>
		通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 <u>48,500円</u>	年額 <u>50,100円</u>			通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 <u>50,500円</u>	年額 <u>52,100円</u>
2	第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯で、23歳未満の扶養されている兄弟がいる世帯	通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 <u>141,700円</u>	年額 <u>150,000円</u>	2	第2条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯で、23歳未満の扶養されている兄弟がいる世帯	通信制以外の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 <u>143,700円</u>	年額 <u>152,000円</u>
		通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 <u>48,500円</u>	年額 <u>50,100円</u>			通信制の高等学校等に通う高校生がいる世帯	年額 <u>50,500円</u>	年額 <u>52,100円</u>